

平成30年度国土交通省税制改正概要

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

都市の魅力の向上

- ①低未利用土地が都市内にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための制度創設に伴う特例措置の創設等
 - 1)立地誘導促進施設協定(仮称)に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 2/3 に軽減)の創設
 - 2)低未利用土地権利設定等促進計画(仮称)に基づく土地等の取得等に係る流通税の軽減措置の創設
 - ・登録免許税:地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)、所有権の移転登記(本則2%→1%)
 - ・不動産取得税:課税標準 1/5 控除
 - 3)都市再生推進法人に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率等の適用(所得税・法人税・個人住民税等)
- ②都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)
 - 1)都市計画決定後 30 年が経過する生産緑地のうち、特定生産緑地に指定されたものに対する現行の特例措置(固定資産税等:農地評価及び農地課税、相続税等:納税猶予)の適用及び特定生産緑地に指定されないものに対する5年間の激変緩和措置等の適用(固定資産税、相続税等)
 - 2)田園住居地域内の農地(300 m²を超える部分)に対する固定資産税等の評価額を 1/2 に軽減する特例措置の適用及び相続税・贈与税等の納税猶予の適用

II. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税等)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 土地区画整理事業における誘導施設整備区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充(不動産取得税等)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

2. 他省庁主管

- 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置(相続税)